

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

告示	○道路の供用を開始する件	四一	○指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	四四
告示	○平成二十一年度福島県職員採用選考予備試験を実施する件	四二	○指定居宅介護サービス事業者を指定した件	四四
告示	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	四二	○指定介護予防サービス事業者を廃止した旨届出があった件	四五
告示	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	四二	○指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	四五
告示	○指定居宅サービス事業者を指定した件	四二	○一般競争入札を行う件	四五
告示	○指定居宅介護支援事業者を指定した件	四二	福 島 県 教 育 委 員 会	
告示	○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件	四三	○福島県指定重要文化財の指定は解除されたものとする件	四六
告示	○指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件	四三	福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会	
告示	○指定介護療養型医療施設が指定を	四三	○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件	四七

## 告 示

### 福島県告示第四百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津

建設事務所で平成二十一年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十一年七月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八九号	南会津郡南会津町塩江字松沢三七番一地从 から 同 郡 同 町永田字大道上二番地先 まで	平成二十一年七月 二十四日

(道路計画課)

## 公 告

### 公告第四百八号

平成二十一年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。  
平成二十一年七月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 試験を実施する職種  
福祉、職業訓練指導員(電気)、職業訓練指導員(機械)、職業訓練指導員(観光)及び工業デザインに関する技術職
- 試験期日  
平成二十一年八月三十一日(月)
- 受験申込受付期間  
平成二十一年七月二十四日(金)から同年八月十九日(水)まで(土曜日及び日曜日を除きます。)
- 受付窓口及び問い合わせ先  
1 福祉  
福島県保健福祉部保健福祉総務課(福島市杉妻町二番十六号) 電話(〇二四)五二一七二二九  
2 職業訓練指導員(電気)、職業訓練指導員(機械)、職業訓練指導員(観光)及び工業デザインに関する技術職  
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課(福島市杉妻町二番十六号) 電話(〇二四)五二一七二二九

(人事課)

### 公告第四百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年七月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十一年七月十五日

二 名称

特定非営利活動法人GIOCATORE会津

代表者の氏名

成田 幹彦

主たる事務所の所在地

福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東千一番地の二十五

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県会津地域のスポーツクラブとして、地域住民に対してサッカー等のスポーツの普及振興とスポーツを通して青少年の健全育成に関する事業を行い、誰もがスポーツに親しみ、スポーツによって得られる喜びを共有できる総合型スポーツクラブの設立を目標にして、明るく健康的でスポーツの盛んな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第四百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年七月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十一年七月十日

二 名称

特定非営利活動法人こころの森

代表者の氏名

渡部 栄子

主たる事務所の所在地

福島県河沼郡会津坂下町字古町川尻四百五十九番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、会津坂下町及びその近隣に居住する人々に対して、高齢者・障害者・子育てなどの支援が必要な家庭に地域の人々の相互援助活動や福祉サービス活動をとおして、健康で安心して暮らしていける地域づくりを目指し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第四百十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年七月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあつては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定年月日	サービスの種類
訪問介護事業所	相馬市小野字小野迫六六一	特定非営利活動法人こころ	福島県相馬市小野字小野迫六六一	平成二十二年六月十八日	訪問介護
医療生協ひまわりの家デイサービスセンター	郡山市芳賀三―七―二四	郡山医療生活協同組合	同 郡山市島二―九―一八	平成二十二年七月一日	通所介護
東三番館ほつとサークル	二本松市岳温泉一―七	株式会社東館	東京都中央区京橋一―一四―五土屋ビル三階	同	同

（高齢福祉課介護保険室）

公告第四百十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年七月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
ケアサポートつ	いわき市常磐湯	医療法人常磐	福島県いわき市	平成二十二年

ばさ	本町台山六	会	常磐湯本町台山六	七月一日
真生会居宅介護事業所	同 市佐糠町東一八―七	株式会社オリエンタルサポート	同 市佐糠町東一八―七	同

(高齡福祉課介護保険室)

公告第四百十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年七月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
ユーアイホームデイサービスセンター	東白川郡矢祭町大字東館字蔵屋敷一二二	社会福祉法人矢祭福祉会	福島県東白川郡矢祭町大字東館字蔵屋敷一二二	平成二十一年六月二〇日	通所介護
医療法人渡部病院	西白河郡矢吹町文京町二二六	医療法人渡部病院	同 県西白河郡矢吹町文京町二二六	平成二十一年六月二〇日	通所リハビリテーション
亀齢荘訪問入浴サービスセンター	いわき市平山崎字熊ノ宮三	社会福祉法人松涛会	同 県いわき市平山崎字熊ノ宮四二二	平成二十一年七月一日	訪問入浴介護
さくら介護サービス	同 市小名浜島字西屋九五一	株式会社三協	同 市小名浜島字西屋九五―一	平成二十一年六月三〇日	訪問介護
東三番館ほ	二本松市岳温	株式会社東	同 県二本松	同	通所介護

つとサークル	泉一―七	館	市岳温泉一―五
--------	------	---	---------

(高齡福祉課介護保険室)

公告第四百十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年七月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
安積千寿園居宅介護支援事業所	郡山市安積町笹川字関谷田三一六	社会福祉法人安積福祉会	福島県郡山市安積町笹川字関谷田三一六	平成二十一年六月三〇日
シオンの園指定居宅介護支援事業所	須賀川市下小山田字月夜田二〇六	社会福祉法人福音会	同 県須賀川市下小山田字月夜田二〇三	同
アップル薬局保原店(指定居宅介護支援事業所)	伊達市保原町九一―二五	有限会社ネットワーク調剤	同 県福島市鎌田字御仮家四九	平成二十一年五月二二日

(高齡福祉課介護保険室)

公告第四百十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、当該指定を辞退した。

平成二十一年七月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

施設の名称	施設の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定の辞退の年月日
施設の名	施設の名	施設の名	施設の名	施設の名

医療法人渡部病 院	西白河郡矢吹町 文京町二二六	医療法人渡部 病院	福島県西白河郡 矢吹町文京町二 二六	平成二二年 六月三〇日
西白河病院	同 郡矢吹町 井戸尻四四五	医療法人櫻仁 会	同 郡 矢吹町井戸尻四 四五	平成二二年 六月一六日

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サ  
ビス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年七月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の 名称	変更前の事業 所の所在地	変更後の事業 所の所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主 たる事務所 の所在地 (個人にあ つては、住 所)	サービ スの種 類
福祉用具の ケアパート ナー	いわき市平字 搔樋小路三三 一八	いわき市平鎌 田町一一二	有限会社エ ムリンクス	福島県いわ き市平鎌田 町一一二	福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介  
護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年七月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所 の名称	変更前の事業所 の所在地	変更後の事業所 の所在地	事業者 の名称	事業者の主たる 事務所の所在地
------------	-----------------	-----------------	------------	--------------------

居宅介護支援 事業所ケアパ ートナー	いわき市平字搔 樋小路三三―八	いわき市平鎌田 町一一二	有限会社エ ムリンクス	福島県いわき市 平鎌田町一一二
ほのぼのハウ ス	同 市常磐上 湯長谷町湯台 一〇二―四	同 市内郷高 野町杉平四七 一一	ハート株式 会社	同 市 常磐上湯長谷町 湯台一〇二― 四

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定  
介護予防サービスマ事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年七月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所 の名称	事業所の 所在地	申請者の名 称(個人に あつては、 氏名)	申請者の主た る事務所の所 在地(個人に あつては、住 所)	指定年月日	サービ スの種 類
訪問介護事 業所こころ	相馬市小野字 小野迫六六― 一	特定非営利 活動法人こ ころ	福島県相馬市 小野字小野迫 六六―一	平成二二年 六月一八日	介護予防 訪問介護
ヘルパース テーション えび	伊達市保原町 一〇一―四一 一 ガーデンパ レス保原一〇 七	株式会社扇 寿	同 県伊達市 保原町八幡町 二〇	平成二二年 七月一日	同
医療生協ひ まわりの家 デイサービ スセンター	郡山市芳賀三 一七―二四	郡山医療生 活協同組合	同 県郡山市 島二一九―一 八	同	介護予防 通所介護

東三番館ほ つとサークル	二本松市岳温 泉一七	株式会社東 館	東京都中央区 京橋一―一四 ―五土屋ビル 三階	同	同
-----------------	---------------	------------	----------------------------------	---	---

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年七月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
ユーアイホームデイサービスセンター	東白川郡矢祭町大字東館字蔵屋敷一―二二	社会福祉法人矢祭福祉会	福島県東白川郡矢祭町大字東館字蔵屋敷一―二二	平成二十一年六月二〇日	介護予防通所介護
医療法人渡部病院	西白河郡矢吹町文京町二二六	医療法人渡部病院	同 県西白河郡矢吹町文京町二二六	平成二十一年六月二〇日	介護予防通所リハビリテー ション
亀齢荘訪問入浴サービスセンター	いわき市平山崎字熊ノ宮三	社会福祉法人松涛会	同 県いわき市平山崎字熊ノ宮四二―一	平成二十一年七月一日	介護予防訪問入浴 介護
東三番館ほつとサークル	二本松市岳温泉一―七	株式会社東館	同 県二本松市岳温泉一―五	平成二十一年六月二〇日	介護予防通所介護

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百二十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
平成二十一年七月二十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
福祉用具のケアパートナー	いわき市平字搔樋小路三三―八	いわき市平鎌田町一―二	有限会社エムリンクス	福島県いわき市平鎌田町一―二	介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第421号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。  
平成21年7月24日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 入札に付する事項
  - 調達をする物品等の件名及び数量
  - 胃部用検診車Ⅰ 1台
  - 胃部用検診車Ⅱ 1台
  - 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - 納入期限 平成22年3月31日(水)
  - 納入場所 福島県保健福祉部健康衛生総室健康増進課(福島県福島市杉妻町2番16号)
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年8月21日（金）午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年8月7日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 1の(1)のアに掲げる物品等 平成21年9月4日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課  
イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成21年9月4日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課

5 入札保証金及び契約保証金  
(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成21年9月3日（木）午後5時30分までに必着のこと。)

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

① Digital X-ray Stomach Examination Car I 1

② Digital X-ray Stomach Examination Car II 1

(2) Time-limit of tender (by hand) :

① 1 : 30 p.m., 4 September 2009

② 2 : 00 p.m., 4 September 2009

(3) Time-limit of tender (by mail) : 5 : 30 p.m., 3 September 2009

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugisumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

## 福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第六号

次の福島県指定重要文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）第二十七條第一項の規定により、平成二十一年七月十日付けで重要文化財に指定されたもので、福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第五條第五項の規定により、新指定重要文化財（考古資料の部）の指定は、同日付けで解除されたものとする。

平成二十一年七月二十四日

福島県教育委員会

## 福島県選挙管理委員会

### 福島県選挙管理委員会告示第三十六号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八條、第九條第一項、第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった。

平成二十一年七月二十四日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地 俊彦

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
法正尻遺跡出土品	一括	福島県	福島市杉妻町二番一六号	白河市白坂一里段八六番地 福島県文化財センター白河館
変更前 社会福祉法人いわき福音協会カナン村				
変更後 社会福祉法人いわき福音協会指定障害者支援施設カナン村				
				平成二十二年四月一日

（文化財課）